

Q 合併することで地域の歴史、文化、伝統などが失われていきませんか？

A 合併してもそれぞれの地域特性に配慮した新市計画を作成し、新市が支援していくことにより個性ある地域づくりを推進していくことが可能です。



Q 合併新法とはどのようなものですか？

A 平成17年3月31日が適用期限であった「市町村の合併の特例に関する法律」（合併特例法）に代わって、平成17年4月1日に施行されたものが「市町村の合併の特例等に関する法律」（合併新法）であり、引き続き自主的な市町村合併を推進するために制定されました。適用期限は平成22年3月31日となっています。

- ・地方税の不均一課税ができる特例
- ・市町村議会の議員の定数・在任の特例
- ・農業委員会の委員の任期等の特例

など、合併を行なうにあたって課題となる事項を解決するための規定については、合併特例法のときと同様に規定されています。

Q 合併特例区制度とはなんですか？

A 合併特例区制度とは、合併後の一定期間、合併関係市町村の区域であった地域の意見を反映しつつ、一定の事務を処理することにより、当該地域の住民の生活の利便性の向上を図り、合併市町村の一体性の円滑な確立を図るための制度です。

合併特例区的主要な特徴としては以下のもの

があります。

- 合併後の市町村の区域内にあって独立した法人格を有します。
- 地域の意見を取りまとめ、行政に反映させる機関として「合併特例区協議会」が設置されます。
- 住所の表示に合併特例区の名称を冠します。
- 地域の特性に応じて引き続き合併関係市町村の地域を単位として行うことが効果的な事務を行います。主な事務の例は以下のとおりです。
 - ① 公の施設の設置及び管理に関すること（公民館、体育館など）。
 - ② 合併特例区の区域におけるコミュニティ関連施策に関すること。
 - ③ 合併特例区におけるイベント及び文化・伝統の継承に関すること。
- 特別職の合併特例区長を選任します。
- 合併特例区で処理する事務についての予算編成権を有します。

■ 合併協議項目進捗状況

	協議番号	協議項目	提案	承認		協議番号	協議項目	提案	承認
基本的協議項目	1	合併の方式	第2回	◎承認	その他の協議項目	22	介護保険事業の取扱い	第4回	◎承認
	2	合併の期日				23	行政連絡機構の取扱い	第5回	◎承認
	3	新市の名称	第2回	◎承認		24	電算システムの取扱い	第5回	◎承認
	4	新市の事務所の位置	第2回	◎承認		25	広報広聴関係事業の取扱い	第4回	◎承認
	5	財産及び債務の取扱い	第3回	◎承認		26	納税関係事業の取扱い	第3・4回	◎承認
特例法による協議項目	6	議会の議員の定数及び任期の取扱い				27	消防防災の取扱い	第2・6回	○一部承認
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	第6回	◎承認		28	交通関係事業の取扱い	第4回	◎承認
	8	地域自治組織等の取扱い	第5回	○一部承認		29	窓口業務の取扱い	第5回	◎承認
	9	地方税の取扱い	第3回	◎承認		30	保健衛生事業の取扱い	第2・4・5回	◎承認
	10	一般職の職員の身分の取扱い	第7回			31	各種福祉制度の取扱い	第2・4・6回	○一部承認
	11	合併市町村基本計画	第7回			32	清掃事業の取扱い	第6回	○一部承認
その他の協議項目	12	特別職の身分の取扱い	第4回	◎承認		33	環境対策事業の取扱い	第2・4回	◎承認
	13	条例、規則等の取扱い	第7回			34	農林水産関係事業の取扱い	第2・4・5・6回	○一部承認
	14	事務組織及び機構の取扱い	第7回			35	商工・観光関係事業の取扱い	第2・4・5回	◎承認
	15	一部事務組合等の取扱い				36	建設関係事業の取扱い	第4回	◎承認
	16	使用料・手数料の取扱い				37	都市計画の取扱い	第5・6回	○一部承認
	17	公共的団体等の取扱い	第6回	◎承認		38	下水道事業の取扱い	第5回	◎承認
	18	補助金・交付金等の取扱い	第6回			39	上水道事業の取扱い	第5回	◎承認
	19	町名・字名の取扱い	第5回	◎承認		40	教育関係事業の取扱い	第2・4・5回	◎承認
	20	慣行の取扱い	第2回	◎承認		41	選挙管理事務の取扱い	第4回	◎承認
	21	国民健康保険事業の取扱い	第4・5回	◎承認		42	その他の事業の取扱い	第4・5回	◎承認